

平成26年第1回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成26年3月6日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議案第2号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第3 議案第3号 本巢市名誉市民条例について
 - 日程第4 議案第4号 本巢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
 - 日程第5 議案第5号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第6号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議案第7号 本巢市中野会館条例の一部を改正する条例について
 - 日程第8 議案第8号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
 - 日程第9 議案第9号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10 議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例について
 - 日程第11 議案第11号 本巢市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
 - 日程第12 議案第12号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
 - 日程第13 議案第14号 本巢東辺地に係る総合整備計画について
 - 日程第14 議案第15号 根尾東辺地に係る総合整備計画について
 - 日程第15 議案第16号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
 - 日程第16 議案第17号 新市建設計画の変更について
 - 日程第17 議案第18号 指定管理者の指定について
 - 日程第18 議案第19号 市道路線の廃止及び認定について
 - 日程第19 議案第20号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
 - 日程第20 議案第21号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第21 議案第22号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第22 議案第23号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第23 議案第24号 平成26年度本巢市一般会計予算について
 - 日程第24 議案第25号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第25 議案第26号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第26 議案第27号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計予算について
 - 日程第27 議案第28号 平成26年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
 - 日程第28 議案第29号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計予算について
 - 日程第29 議案第30号 平成26年度本巢市水道事業会計予算について
 - 日程第30 請願第1号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	洞口義明	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山本憲		

開議の宣告

○議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号14番 瀬川治男君と15番 後藤壽太郎君を指名いたします。

日程第2 議案第2号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第2、議案第2号 本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第3号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第3、議案第3号 本巣市名誉市民条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

名誉市民の条例についてということでございますけれども、10周年記念のときに、長年にわたっ

ての功労の人に対しての表彰があったかと思えますけれども、またあえて今回このような条例を定めると提案をされたことについての説明をお願いいたします。

○議長（若原敏郎君）

石川企画部長。

○企画部長（石川博紀君）

合併10周年の時点では、この合併の10年間のそれぞれの御功績のあった方について表彰させていただいたというものでございます。

今回、名誉市民の条例を提出させていただいたことにつきましては、合併10周年を契機といたしまして、今後さらに市にとって大変な御功績等いただいた方を表彰させていただくということが今後発生するということが予測されるということで、今まで条例がございませんでしたので、今回、新たに設置させていただくというものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

その中で、今、条例を読ませてもらっておるんですけども、簡単なことを言いますと、前回の表彰において、私たち同僚の議員が表彰を受けたわけなんですけれども、その中において、現職の方、また退職された方の表彰がされたわけなんですけれども、その中において、私の中の理解というのができない部分があります。そういうようなことも含めて、どういうふうな形において、この名誉市民の云々をするのかということがもう少し明細に記載されたほうが誤解を招かないのではないのかなという思いもあります。

一つの例で言うなら、前回、先輩議員3名が表彰を受けたわけなんですけれども、現職の人というふうに定めるなら、それはそれで多分間違いはなかったかと思うんですが、1人退職した人がおられます。その人を一つの形として判断するときには、それに該当する先輩議員がまだ複数おられるように思っております。ですので、現職と退職した方との整合性が非常にとれなかったというふうに解釈を、私なりに思いましたので、今、質問をさせてもらっておるわけなんです。ですので、もう少し明細な提示をしてもらえると幸いかと思っております。以上。

○議長（若原敏郎君）

石川企画部長。

○企画部長（石川博紀君）

詳細については、条例のほかに規則等も設置させていただいて、その中で詳しく定めていきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本君。

○3番（鐔本規之君）

前回、市会議員の先輩の議員たちが3名受けたんですけれども、その基準や何かがもしあって、どうして現職の人と退職、現職を退いた人と、ほかにもまだ、私がさっき言ったようにおられたかと思う。そういうものに対しての整合性がきちんとなされていたならいいんだけど、そのことについての説明がなければ、今回このままの条例でいくと、また同じような問題が起きるんじゃないかということで指摘をしたわけなんです。ですから、前回の3名の、現職の方2名と元の人1名を含めての表彰に対して、なぜそういうふうに使われたかということの説明がないと次のことに進めないという思いで聞いたわけなんです。ですから、議長におかれましては、そのことの説明を改めて求めるように指示してください。お願いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

石川企画部長。

○企画部長（石川博紀君）

合併10周年の式典の表彰につきましては、就任された年数によって表彰させていただくということで一応の基準を定めさせていただきました。ちょっと手元にございませんで、また御提示させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第4号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第4、議案第4号 本巣市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第5号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第5、議案第5号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第6号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第6、議案第6号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第7号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第7、議案第7号 本巣市中野会館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第8号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第8、議案第8号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第9号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第9、議案第9号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第10号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第10、議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第11号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第11、議案第11号 本巣市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第12号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第12、議案第12号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第14号（質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第13、議案第14号 本巢東辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第14号 本巢東辺地に係る総合整備計画については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 議案第15号（質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第14、議案第15号 根尾東辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第15号 根尾東辺地に係る総合整備計画については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 議案第16号（質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第15、議案第16号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

この計画は5年計画ということで、平成26年から30年までの5年間ということなんですけれども、今からずっと始めていくんですけれども、次のあれにもかかわるかと思うんですけれども……、ごめんごめん、これは平成22年の4月1日に始められて、26年の4月1日で今回出されるということなんですけれども、5年が過ぎて、このことにおいて、計画の変更をなされたことが今年度中に全部施行される用意があるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

石川企画部長。

○企画部長（石川博紀君）

一応26年度までの計画ということで、26年度にある事業については計画していくということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

当初から5年の計画で物事が計画をされて、変更がなされながら、次期において変更がなされると。今回、最終の年度になるかと思うんですね。また、最終の年度においての変更ということで、今、説明の中に、計画どおり実行が完了するであろうということの説明だったというふうに解釈してよろしいか。

○議長（若原敏郎君）

石川企画部長。

○企画部長（石川博紀君）

はい、その予定で計画をしております。また、新年度におきまして計画変更が出た場合は、また26年度中に変更させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第16号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第17号（質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第16、議案第17号 新市建設計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点、気になったことがありますので、お伺いします。

教育関係で、生涯を通じて学び合うまちというところで、施策の方針の中で、これまで「心の教育を基盤として、ゆとりの中から生きる力を育む教育実践により」という文言がございましたけれども、それを今回、「ゆとりの中から」という文言を削除されました。これは、学習指導要領の変更に合わせたというふうに説明がなされておりますけれども、文部科学省の言い分を見ておきますと、この学習指導要領の改訂は、ゆとりでもない、詰め込みでもない。生きる力を育むんだというふうに言っております。けれども、生きる力を育むということ自体は、もう既に前から大きな柱

として位置づけられてきた。その中で、ゆとりなり、あるいは教育のあり方というのはそれぞれその都度改訂をされてきたというふうに思っています。

特に今回お伺いしたいのは、今、読み上げましたように、生きる力を育むその前提として、「心の教育を基盤として」というふうに明記していますね。心の教育というのは、それなりのゆとりの中から生まれてくるものだろうと。競争主義とか、そういったことからなかなか心の教育というのは生まれにくいだろうというふうに思うんですね。そういう点ですれば、必ずしもこれを削らなければ、これからの生きる力を育む教育に支障を来すというものでもなかろうし、逆にその弊害になる危険性もあり得るのではないかという気がいたしますけれども、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

白木教育長。

○教育長（白木裕治君）

ただいま、今回実施されております新指導要領に伴う文言修正について御質問がございましたので、この点についてお答えをさせていただこうというふうに思っております。

議員おっしゃられましたとおりに、前回、10年前でございますけれども、平成10年度、そして今回は平成20年度に指導要領の改訂が行われて、告示されているわけでございます、現段階の小学校につきましては平成23年度から、それから中学校につきましては24年度から実施されているわけでございます。

申されたとおりに、前回は「生きる力」ということにつきましては重要視されておりました。ただ、そこに至るまでに、生きる力を育むためにゆとりのある中でということが言われておまして、そこで行われてまいりましたのは、教育内容を厳選していくということで内容をかなり減らしていたわけでございます。そして、学校週5日制、これも前回のところで導入をされまして、その時間の中で、子どもたちに、ゆとりを持って、学力、そして心、そして体力を育成していくという方向がとられていたわけでございますけれども、御承知のように経済開発機構OECDの学習到達度調査、これはPISA調査とも申しますけれども、その中で学力が劣ってきているということが問題になったわけでございます。そのために、ゆとりから方向転換を図るということで、このゆとりの中身、これは単に時間ということではなくて、学習内容について、基礎・基本を減らし過ぎたのではないかとということで、新指導要領の中でも内容面につきまして充実が図られている。これを、子どもたちに指導していかなければならないということでございます。

心ということで、それを基盤にしながら、子どもたちに学力を身につけさせていくという方向につきましては、議員おっしゃられましたとおりでございますし、競争とか、時間数を単にふやした、そういうことだけで対応できるものではないというふうに思っております。

そして、一人一人の子どもたち、これは学習の捉え方につきましてもいろいろ幅があるわけでございます、本巢市といたしましては、そういうことも考えながら、この言葉につきましては削除させていただきますけれども、子どもたちにつきまして、本当に一人一人に対応できる教育を進め

ていかなければならない。そうしないと、本当に生きる力というものは培われていかない。そういう認識では、きちっとしたものをもって指導に当たってまいりつもりでございます。

具体的な例で申しますと、現実に算数・数学につきましては少人数指導、こういうものを工夫しているところがございますし、さらには、市長のほうから所信表明の中でもお話がございましたけれども、一人一人の子どもたちにきめの細かい指導ができるようにということで、支援員ですね、こういうものの充実も対応させていただいているところがございますし、お願いしているところもございます。

今後につきましても、このきめの細かい指導、こういうことを通しまして、子どもたちに心の教育、それだけではなくて、体の教育も含めまして、あわせて確かな学力の定着を図る教育に力を入れてまいりたい、こんなふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

文章を読ませていただきまして、その中で障害者のことについてお聞きをいたします。

漢字で書かれていたものが平仮名に直されるということなんですけれども、その平仮名に直す意図、またそのことによって、本巢市の中における考え方が幾分変わるのかということをお尋ねしたいと思っております。

なぜかという、私がまだ議員になる前に、長谷川団地に身障者の方たちが住めるという部屋を独自につくられたんですけれども、そこに同居者がいなければ入居できないというルールがありまして、少しおかしいなという思いがありましたので、県のほうに行っているいろいろとお話をして、身障者の方単独でも住めるようにというふうに変えさせた覚えがあります。

そういう中において、身障者という人に対する物の考え方がそれぞれによってかなり異なっていたかなという思いがしますので、この本巢市においては、ただ単に漢字を平仮名に変えただけなのか、またそれ以外の思惑があつて変えたのか、少しお聞きをしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正男君）

今の御質問でございます。私も、今のところへ来る前に漢字から平仮名に変わったということで、そのとき、どうしてかなということでお聞きしましたら、障害の「害」という漢字が「害」ということがありまして、「害」という観念がよろしくないということで、平仮名の「がい」というふうに変えたというふう聞いております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

漢字を平仮名に変えたという、この思惑というのは、国のほうでもそれなりの議論がなされたかと思っております。私のようにあんまり学のない者からしてみると、公害の「害」と同じような害かなという気がして、非常に少しというところがあったわけなんですね。きょうの全協の中の一般質問等でまた江崎議員がそのことについてまた追及をするということでございますので、これ以上のことは聞きませんけれども、一度よく調べておいていただきたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第17号 新市建設計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第18号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第17、議案第18号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 黒田君。

○4番（黒田芳弘君）

これにつきましては、昨年も説明がありましたように、現在の4つの財団等を1つに統合いたしまして、今回、それに基づいて会社としての議案でございますが、この財団等の統合につきまして

は、やはり高速道路の開通も控え、より効率的で効果が発揮できるものと期待はしておりますが、従来、4つのそれぞれの施設、いろんなそれぞれで取り決めがなされてきたと思いますね。例を出して言うなら、織部の里もとすの物品販売につきましては、物品の販売についていろんな取り決めが内部でなされていたようでありまして、全市の人がそこで販売することはできなかった。それにつきまして、本巢市として合併したときに、なぜそういうことをまだ継承しているのかといった市民の方からも強い御意見を賜ったわけでございますが、今回、この統合に当たって、そこら辺のことがどのように協議されてきたのか、少し聞きたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

大熊産業建設部長。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

今、一般財団法人に変わったということで、統合されるということで、今の段階で統合のすり合わせをなされている、いろんな決めについて。例えば、販売するものについて、おっしゃいましたように、今は織部については本巢地域に限るというような状況でございますが、その件について、本巢市内一円にするとか、詳細についてまではまだ今のところ決定しておるわけではございません。すり合わせを今行っておるということで、市のほうからもその辺について御指導は申し上げておりますが、決定したというふうには今のところ聞いておりません。ただ、今後とも、おっしゃられたように本巢市一円ということで、そういうお話を進めながら行っていきたいとは思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

4番 黒田君。

○4番（黒田芳弘君）

そういったことも今協議中というような答弁でございましたが、4月1日から統合されるんですよ。それで、4月1日からの指定管理者として本巢市が指定するという中で、やはりそれまでにそういったことはきちんと取り決めをしていただいてやっていただかないと、統合してから、またそういったことになるような状況ではいかなものかと思っておりますので、これにつきましては、産業建設委員会のほうに付託して、委員会でも協議されると思っておりますので、またその委員会の協議の内容を見守りたいと思いますが、ちょっとやっぱり急ぐ必要があるんじゃないかなというふうに思います。答弁は結構です。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

今、黒田議員からも指摘がありましたけれども、4月1日から物事がなされると。そこからまた新たにスタートするというこの段階において、まだ決まっていないよということ。当然その代表

も決まっていないということかなというふうに思えるわけなんですね。何も決まっていないものを、今ここで賛成をしていただきたいということ自体、少し筋が違うんじゃないかという思いをしております。そこまでの煮詰めがしていないということであれば、また委員会、また次の本議会のほうで追及をさせていただきますけれども、その点よく調べて、明確な答弁ができるようによろしくお願いをしておきます。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第19号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第18、議案第19号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩をいたします。10時20分まで休憩しますので、10時20分になったら本会議場に戻ってきてください。

午前10時00分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開いたします。

日程第19 議案第20号（質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第19、議案第20号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 高田議員。

○7番（高田文一君）

1点お聞きをして、さらに少し説明をいただきたいと思っています。

予算書でいきますと、13ページです。県補助金の真ん中あたりの農業費補助金の中で細説番号050元気な農業産地構造改革支援事業費補助金と052経営体育成支援事業補助金、関連がございますので、歳出でいきますと、21ページの真ん中あたりの19節の負担金、補助及び交付金の細説523経営体育成支援事業補助金及び細説706元気な農業産地構造改革支援事業補助金、それぞれ当然県補助金でございますので、歳出と関連がございますので、ちょっとお聞きをするわけでございますが、まず歳入の元気な云々の補助金につきましては、当初予算で歳入6,600万円の計上がございました。その後、6月補正で減額1,500万円ほど。そのときの説明には、経営体育成支援事業補助金の事業変更及び不採択による減額というふうに説明がございました。そのとき1,500万円ほどの減額をされ、さらに今回の3月の補正で事業費の減ということで1,800万円ほど減額され、当初予算に対して、現在事業費は約半分の3,300万円ぐらいになるのではないかと考えております。

もう一つ、経営体育成支援事業につきましては、6月補正で新規計上されております。その後、このときの理由につきましては、元気な云々の事業からの事業変更ということで計上されております。さらに、今回の3月補正で、主に不採択という理由で1,149万5,000円が減額されておりますので、現予算額は1,000万円ほどというふうに、経緯を見ますとそういうことではないかと思っております。

同じように、歳出の523の経営体育成支援事業補助金につきましても県補助金が減額されておりますので、当初、6月でございますね。新規計上されました2,400万円ほどの事業費が1,300万円ほど減額され、今回の3月補正で1,295万5,000円の減額がされております。

それで、同じように706の元気な云々の補助金につきましても、当初は約8,900万円の事業費として計上されておりましたが、これも歳入減に基づきまして、事業費も6月に減額され、さらに今回の3月で減額されるということになりまして、事業費も当然ながら約半分ぐらいの金額で計上されております。

私がお聞きをしたいのは、こういう事業の変更とか、不採択、2つセットの事業がどういうふうか、もう少し説明をいただきたいと思っていることと、実際に現場で市民の人がこの事業を受けたときに、本当に戸惑いなくこの事業ができたのかどうかということについて、担当部長の大熊部長にお聞きをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

大熊産業建設部長。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の経営体育成支援事業補助金、それから元気な農業産地構造改革支援事業補助金につきましては、当初、県単の補助事業、元気な農業産地構造改革支援事業を活用して、13の経営体が農業用機械等の申請をされておりました。しかしながら、県の事業ということで、予算的なこともあり、採択されましたのが5つの経営体、13中5つでございました。残りの8経営体につきましては、6月の補正をお願いをいたしました経営体育成支援事業に振り割りを行って、県のほうに6月以降申請をしたところではございました。ところが、そのうち4つの経営体について、経営体育成支援事業においても採択がなされませんでした。そのため、市といたしましても、その経営体の方、何かほかに手だてはないかということでいろいろ県とも御相談して考えましたところ、その4つのうち3つは、その3つのことについては市の会計を通らないものでございますが、大豆・麦生産体制緊急整備事業、それから農業経営基盤強化準備金制度、それから農業近代化資金の借入れというようなことで、3つの経営体についてはそちらを御使用いただいております。1つについては、どの事業にも該当しないということで御説明申し上げて、1つの事業については採択されることはございませんでした。

今、金額的なことで申し上げますと、当初、おっしゃいましたように、元気な農業につきましては8,900万ほど、最終的に3月の補正を行いますと4,772万4,000円の支出になります。それから、経営体のほうは1,151万2,000円となりまして、合計いたしますと5,923万6,000円でございます。当初の計画から申しますと、先ほど申されましたように2,996万9,000円の減額ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

7番 高田君。

○7番（高田文一君）

そういうことで、私が思うには、県単の補助金ですから、事情があつてそういう変遷が来たかと思いますが、最初に申請された市民の皆さんが、本当に自分が目的とした、あるいは要求をしていた事業がきちんと終われたかどうか、それが非常に心配をしておるわけでございまして、最初は元気な農業云々の補助金につきましては、最初のころの説明によりますと、新規就農者のイチゴ栽培施設等に充てていくというふうに私どもは説明を受けています。それから、その他ということでございました。そういうことで、市民の皆さんの目的がきちんと最終的に終わったかどうかということをもう一度聞きたいんですが、市民の皆さんに困惑がなかったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

大熊産業建設部長。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

新規につきましては全て採択をされております。ほかの事業についても、先ほど申し上げました

ように、13経営体中12の経営体につきましては何らかの助成をいたしております。1つの経営体につきましては、いろいろ手段を考えて、県とも御相談をさせていただいたんですけれども、採択基準に合わないと申しますか、ポイントが足りない。いろんなポイントの算定がございますが、規模拡大でありますとか、環境に配慮した農業でありますとか、協働化の取り組みでありますとか、いろんなポイントをつける部分がございますが、どうしてもその1つの経営体につきましてはそのポイントに達しないというか、採択基準に合わないということで、1つの経営体につきましては、私どももいろいろお話をさせていただいて、御理解をいただいているというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田君。

○4番（黒田芳弘君）

2点について御質問いたします。

まず1点目ですが、予算書でいきますと20ページの予防費の中の予防接種の委託料の減の件でござりますが、せんだっての説明によりますと、子宮頸がんワクチンの接種者が当初の701人から99人減ったということですが、これにつきましては、テレビや新聞などで報道されていますように、接種者にその後影響があったということで、減ったことが推測されるわけですが、そうなりますと、当初に本市が予防接種の推進を促したということに問題もなかったのかという疑問も残りますし、また今後、これについて本当に必要なものであるなら、そういった説明がきちんとなされないと、なかなか施策として、今後やっていくにしたがって影響があるかと思うんですが、その点が1点。

そしてもう一つは、24ページにあります災害対策費、いわゆる防災行政無線の減額についてでござりますが、これも、せんだっての説明によりますと、戸別受信機の希望者の減により7,700万円ほどの減ということですが、これにつきましても、本来はやっぱり高まる防災に対して、その施策をきちんとやっていくという中のせつかくの施策でござりますが、私のところは戸別受信機が設置してあるんです。災害時と申しますと、例えば大雨とか大風とかを想定した場合、なかなか外がうるさくて、声が割れたりして、外の広報だけではなかなか聞き取れないということで、中で聞こうというのがこの戸別受信機の本来の意義でありますので、これを戸別の希望者が少ないということで、安易にしていきますと、今後そういった面では、一体何のための防災無線かということになってしまうと思うんですが、今後の啓蒙活動なんかも順次していくことも可能かと思ひますので、そこら辺のこともちょっとお聞かせ願ひします。

○議長（若原敏郎君）

1番目の質問について、林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問の予防接種ですけど、この中で子宮頸がんのワクチンですね。この部分が今回受診者が少なかったということで予算が残ったということでございまして、先ほどお話がございましたように、積極的な勧奨を途中からやめたということで残ったわけですが、全国的に見まして、他の都道府県でそういった事故というか、それがあまして、本市においてはそういった事故はなかったわけなんですけど、国からの要請で、積極的な勧奨はやめようという指示のもとに、うちのほうは勧奨しなくなったわけですが、

今現在、このワクチンの件につきましては、国のほうで研究グループみたいなものをつくって、現在まだそこで論議をされておるといことで、それがはっきりわかってまいりましたら、また皆様に、市民の方々にお知らせをできるのではないかといことで、現在、待ちの状態でございます。

○議長（若原敏郎君）

2番の質疑について、川村総務部長。

○総務部長（川村登志幸君）

お2つ目の、今回、本巣地域で行いましたアナログからデジタル化への工事七千何百万ほど減額させていただいております。御指摘がございましたように、これまでも南部のほうでも同様でございますが、やっぱり未設置のところもございまして。これまでも未設置の世帯につきましては、自治会長会が年4回ございまして。この場をおかりして、それぞれ戸別受信機の有用性、物すごくいいですよ。今回、デジタル化したことによって、さらに聞こえがよくなりますよといことで、今後も戸別受信機のPRを進めていきますし、また広報紙等でも設置の拡大のお願いですね、こういったものをしていきたいというふうに思っております。

毎年、当初予算のほうでは50台ほどですけども、設置の予算をつけさせていただいております。こういったもので対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、4点伺いますが、補正予算の概要をもとにお伺いします。

まず第1番目は、概要の3ページに、企画費で地域活性化拠点整備基本構想策定委託料というのがございまして、これにつきまして説明を聞きますと、民間からの進出の意向があったために今回見合わせたというふうに関こえましたけど、もし聞き間違いであれば、また御指摘いただきたいと思っておりますけれども、そのとおりだとすると、これからは民間への売却も含めて、利用方法を考えていくというふうに関方向を転換されていくということなのかということが第1点であります。

第2点は、4ページと6ページにそれぞれ保育園費、あるいは幼稚園の管理費で、賃金がそれぞれ710万円、920万円、採用ができなかったといことで説明が加えられています。そのための減額だといことでありますけれども、これだけの減額があるといことを違う見方で考えれば、その

分、現在いる保育士に負担がのしかかっているのではないかと懸念が持たれますが、そのあたりはどのようにしているのか。また、こうした結果を生んだ事情について説明を願いたいと思います。

3つ目は、同じく4ページでありますけれども、林業総務費で森林組合の補助金について、要望がないからということで減額をされています。一体全体森林組合はどうなっているのかなという心配をするわけでありまして、その辺の状況について御説明を願いたいと思います。

4つ目でありまして、今回、職員給与の減額がそれぞれ出ておりますけれども、今日3日の新聞にそこそこ大きく「地方公務員給与削減拒否市町村に制裁、政府方針、公共事業補助金を減額」というふうに報じられています。もともと職員給与の減額については国からの押しつけであり、地方分権に反するものだというので反対してまいりましたが、今回の報道を見ておまして、やっぱりかという感を持たざるを得ません。こういうやり方がまかり通っていけば、本当に地方自治、あるいは地方分権そのものが根底から覆されていく危険性があるのではないかとこのことを改めて痛感しているわけでありまして、この点について、市長の感想をお伺いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（若原敏郎君）

1番目の質疑について、石川企画部長。

○企画部長（石川博紀君）

それでは、最初の御質問にお答えしたいと思います。

モレラ岐阜北の用地につきましては、前回の全協等でも御説明いたしましたが、25年度に計画を策定するという予定で当初予算に上げたということでございますが、その後、東海環状自動車道の代替用地ということで、JAぎふの糸貫農産物販売所等の移転ということで申し込み等がございました。民間からも大規模商業施設等の進出というような申し出も一度ございました。そういったこともございまして、今回、予算を減額させていただくというものでございますけれども、御質問にございましたように、民間への売却ということも含めて検討したいということで、減額させていただいたというものでございます。以上です。

○議長（若原敏郎君）

2番目の質疑について、林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問でございますが、保育園費の、まず賃金でございます。710万円の減額につきましては、本巢保育園で280万円の減、そして真桑保育園で230万円の減、そして糸貫の西幼稚園の保育園の部で200万円の減ということで、合計で710万円の減でございます。そして、その主な理由といたしましては、年度途中での結婚であったり、出産によります退職等であったり、あとは特定のクラスを担当しない保育士、つまりフリーの保育士とか、早朝、また薄暮の保育士ですね。非常に時間が短くて、朝夕と難しいわけございまして、また園といたしましても、1日フルタイムの勤務を望んでおるといことで、そんな中、なかなか募集に至らないのが現状でございました。

そんな中で、6時間とか4時間半ぐらいの勤務を希望される方が中にはお見えになりまして、時間は短いということでございますが、私どものほうといたしましては、そういった方々を雇い入れるということで、時間的な関係もございまして、賃金が残ってしまったというようなことがございました。

そして、もう一つの幼稚園費の賃金でございますが、これ920万円の減でございますが、糸貫の東幼稚園の幼稚園の部で180万円の減と、そして糸貫の西幼稚園の幼稚園の部で740万円の減ということで、合計で920万円の減額でございますが、この理由といたしましては、糸貫の西幼稚園で、当初正職員2名の配置があったということで必要がなくなったということもございます。そして、年度途中での退職であったり、今申し上げましたように、保育士の種別による勤務形態の違いによりまして勤務時間等が異なって、賃金が残ってしまったというようなことが原因となっております。

そこで、園といたしましては、この保育士の不足を代替の保育士でカバーをしたいとか、職員でローテーションを組むなどして、とにかく保育の低下にならないように努めておりますが、ここ近年、こうした保育士不足という状況の中ではございますが、今後も引き続き、保育士の募集に努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

3番目の質疑について、洞口林政部長。

○林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

3点目の本巣郡森林組合指導事業補助金の50万円の減額の減額理由でございますが、これにつきましては、一応森林組合のほう、指導事業補助金について申請の確認をしましたところ、申請については辞退というような回答がございまして、減額することになりました。

基本的指導事業内容につきましては、本来、森林組合が行う団地をまとめるとか、そういう事業については本来の仕事であるというふうな理由での辞退だと思っております。以上です。

○議長（若原敏郎君）

4番目の質疑について、藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

今回の給与減額の件につきましての市長の思いはというお話でございますので、お答え申したいと思えます。

今回の給与削減の話は、鵜飼議員のおっしゃるように、本来、各自治体の給与というのは各それぞれ自治体が議会の皆さんの理解も得ながら、そしてまた市民の理解も得ながら、自主的に決定していくというのが基本原則でございますので、私はそのとおりだというふうに思っております。

今回、削減がございましたのは、これも市民生活に影響があるということでやらせていただきました。なぜかと申しますと、交付税の算定において、既に災害支援ということで交付税の人件費が削減されているということでございまして、その削減をしないことによって、交付税等々、そしてまた市民生活に影響が出てくるという思いから、我々も災害に対しての支援もしていこうじゃないかということで、今回議会の議員の皆様方の御協力もいただいた形で削減をさせていただいたとい

うことをごさいますて、基本的には今回の場合はあくまでも特例の、いわゆる復興支援、災害対策の支援の経費の削減だというふうに思っております。これからも引き続き、それぞれ地方自治体の給与というのは自主的に決定していくという思いには全然変更ございません。ただ、今回、国のほうが、これをもって、いろいろ対応しているという、公共事業の補助金の削減ですとか、交付税の削減ですとか、そういうようなことがちょっと新聞等々でも出ておりますけれども、それについては、私どもはあくまでも給与というのは復興支援のお金。そして、これが削減されたことによって、市民生活に影響が起らないようにということでやったということでございまして、国のそれについての反応については特に申し上げる考えはありませんし、これは国の考えでそうなんだと思うだけでございます。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

第1番目の問題につきまして、もともとあそこの土地を市として購入したというのは、本巢市の中心部、特にインターができるその付近ということ、あるいは全体としての中心という重要な地点にあるということで購入をしたわけですね。それについて、JA、あるいはさらにほかの民間ということになってきて、そういったところへの売却も含めて考えていくんだということになると、本来の趣旨と変わっていくのではないかというふうに思わざるを得ませんが、もともとこの地域活性化の一つの拠点にしていこうと。その中で、一部JAに売却ということはあり得ても、市としての構想の中での話になっていかないと、やっぱり主客転倒というふうに思わざるを得ないという気がしておりますけれども、その点についてのお考えはどんなものでしょうか。

2点目につきましては、いずれにしても保育士を確保するということの困難さは、この間ずっと見聞きをしてきておりますので、引き続き頑張る努力してほしいというふうに申し上げるしかないと思いますが、いずれにしても、保育士に過重な負担がかからないような措置を、代替さんを使うのがいいかどうかは別にしても、そういった協力も得ながら取り組んでいってほしいというふうに思います。

3つ目の森林組合は、特に補助金を申請しなくてもというか、するような状況じゃないほど、変な言い方をすれば、事業がいろいろ取り組まれていない状況になっているとかいうことはないわけですか。その点だけ確認しておきます。

最後ですけれども、市長は、あんまりコメントはしたくないような言い方でありましてけれども、ただこういうやり方がどんどんどんまかり通ることになれば、やっぱり本巢市だけの問題ではなくて、地方自治体にとって非常に危険な方向に行く可能性があります。だから、そういう意味では、市長として、また市長会としても、やっぱりこういった問題については機敏に対応してもらい必要があるのではないかとこのように思っています。これからいろんなところでこのことは話題になっていくだろうと思うので、そういった点で今後ともぜひ、先ほど市長が言われた基本的

な市としての立場を鮮明に打ち出しながら、言うべきことは言うという立場を貫いて頑張ってもらいたいというふうに思いますが、その点、もう一度、コメントがございましたらお願いします。

○議長（若原敏郎君）

1 番目の質問に、石川企画部長。

○企画部長（石川博紀君）

モレラ岐阜北側の土地につきましては、確かに市の中心地ということもございまして、今年度の当初の予算でも活性化の拠点をつくるという意味合いで予算計上させていただいたというものでございます。その後、いろいろとお話があったということで、確かに民間の活力というのも含めて計画して、それで地域の活性化が図れれば、それも一つの方法ではないかというふうに考えて、そういったものも含めて、改めてもう一度再検討したいということでございます。

○議長（若原敏郎君）

3 番目の再質問について、洞口林政部長。

○林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

先ほどの質問についてお答えいたします。

森林組合につきましては、大変事業的には厳しい時代ではございますが、森林組合としましては、昨年度、一応黒字という形で、事業としては実際は行っていると。うちとしましても、森林組合の事業等につきましては補助事業等の計画をして指導してまいりたいと思いますので、今現在、組合としては、通常、昨年度以上の事業として実績はあります。以上です。

○議長（若原敏郎君）

4 番目の質疑について再答弁を藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

鵜飼議員のお話のように、私の認識はそういうふうに思っています。今回の場合は本当に特例の特例だと。今回は災害対策、いわゆる復興支援ということに絞ってやられたということでもございまして、基本は、あくまでも地方自治体の給与は地方自治体自身が議会の皆さんの議決をいただきながら、そしてまた市民の了解もいただきながらやっていくというのが私は基本だと思っています。これから、今後二度とそういうことのないように市長会等を通じて、いろいろとお話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西君。

○17番（大西徳三郎君）

予算書の22ページで、林業振興費、今、鵜飼議員から森林組合の質問がありましたけど、林業振興費で当初予算が5,700万強あって、補正が2,300万強の減額であると。大体数字で割ると4割減になっています。説明は、右にいろいろ書いてありますけど、事業費の確定に伴って減額するという

ことでありますけど、そもそも林業をもっと活性化というか、活発にやってほしいということがあるわけですけど、なぜこのように減額なのか。それだけ事業ができないのか、その点、教えてください。

○議長（若原敏郎君）

答弁を洞口林政部長。

○林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

こちらの減額でございますが、間伐作業道支援事業補助金491万2,000円の減額の内容でございますが、県の直営事業に移行したことによりまして、県事業の10割補助という補助事業に移行しまして、事業費としましては3,911万5,000円と。これが県の10割補助の事業に移行したということで、減額が491万2,000円ということであります。実質的には、本来であれば、市のかさ上げが15%のかさ上げと。その15%かさ上げにつきまして、市としては支出が減ったという形で、事業体につきましても10割の補助事業になりまして、事業としては行っております。

それと、獣害防除事業でございますが、これにつきましても、事業移管で県の補助事業へ移管したものでございまして、これも10割補助という事業で、本来は2分の1の県補助に、市の4分の1かさ上げという形の4分の3補助事業でございますが、これも10割補助の事業に移管しまして、673万2,000円が県の直接事業ということで、市としての負担が軽減されたという事業であります。

そして、もう1点、森林整備の支援交付金事業でございますが、これで592万円の減額をしておりますが、これにつきましては、予算計上時におきまして、事業採択の要望メニューでございますが、これが新年度になりまして、メニューの変更によりまして、事業体からの申請が出てこなかったというようなことでの減額でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

17番 大西君。

○17番（大西徳三郎君）

県がやってくれるということで減額になったというような説明もありましたけど、26年度の新年度の当初予算を見ると、4,800万強の予算がついておるわけですね。それでも、やっぱり減額になってきておるということもわかるわけで、我々、一番遠いところの仕事というか、なかなか目につかないところの仕事で、数字を見てしか我々はわからないわけですけど、まだこれから、それこそ過疎対策というようなことで、特別委員会をこれからつくって、もっと北部を活性化しなきゃならんというような動きがあって、林業の仕事が減額していくとか、仕事が県に移っていくということもそれは大変いいことですけど、もっと活性化、活発化した林業対策をとらなきゃならんのではないかと思うわけで、その点、いかがでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

洞口林政部長。

○林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

事業につきましては、今まで以上に同額の要望をさせていただいております。ただ、今年度減額の内容につきましては、復興支援事業の関係で、県のほうが10割補助事業を採択したというようなことで減額したものでございまして、来年度につきましては、従来どおりの獣害防除事業とか、作業道の支援補助とか、そういうものについては予算計上しております。ただ、若干減ったものにつきましては、支援交付金事業の要綱の改正によりましてメニューが異なったということで、事業体からの要望がないことによる減額分であります。以上であります。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 安藤君。

○9番（安藤重夫君）

林政部長、大はやりで申しわけないと思うんやけれども、ちょっとお答えを願います。

22ページ、林業振興費の中の705、先ほど部長から答弁がありましたように、獣害防除の事業補助金673万2,000円減額になっておりますが、このままで北部の林地における獣害の駆除にこういった方向で今後とも臨まれるかということをお聞きいたしまして、それで、新年度予算、議案の24号はまた委員会で詳しく聞こうと思っておりますが、見ますと、予算はことし45万と135万を組んでおみえですが、このようなことで獣害駆除がなされるとお聞きですか。

やはり先ほどのお話で、県の補助金が来ないからというようなお話ですが、それはもっと考えるべきではないかと、質問するわけです。

○議長（若原敏郎君）

洞口林政部長。

○林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

ただいまの獣害防除補助金でございますが、これにつきましては、県の事業となる直接事業という形に移行された事業でございます。当初うちの予算としましては63.65ヘクタールの事業要望の予算計上をしておりましたが、これが県の事業に移行されたことによりまして、100.11ヘクタール、40ヘクタールほどの増額実施というような形になっております。

これにつきましては、面積的にも、実際市のかさ上げ事業よりは県の直接事業のほうが多く実施した結果が出ております。

そして、先ほど言いました45万とかいうのは、ひょっとしたら有害鳥獣捕獲補助事業のことだと思うんですが、獣害防除事業につきましては、森林の熊、鹿被害の皮はぎ被害の防除事業でございます。これについて計上してあるものでございます。以上です。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第20号 平成25年度本巢市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20 議案第21号（質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第20、議案第21号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 高田君。

○7番（高田文一君）

1点、要望になるかもしれませんが、希望を含めてお聞きをしたいと思えます。

今回の補正の説明の中で顕著に説明されましたのは、医療費の伸び。医療費の伸びが低いという説明がございました。それから該当者も少なかったという説明がございました。

それから、歳入の繰越金を見ましても、24年度の決算の実質収支が計上され、黒字でございましたから、当然プラス計上されているという説明でございました。

それから、条例も今提案中でございますけれども、この条例につきましても、税率の見直しは22年度から据え置きになっているという条例提案がございました。

そういう意味で、まず保険税について、今後検討される余地はあるのかないか、まず山田部長にお聞きしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

山田市民環境部長。

○市民環境部長（山田敏晴君）

ただいまの御質問についてですけど、保険料の見直しについてでございますけれども、前、6月のときも一般質問でお答えさせていただいておりますけど、ここ1年様子を見て方向性を決めていきたいというふうでお答えさせていただいておりますので、当然私ども、25年、26年の動向を見ながら、その方向性を決めていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

7番 高田君。

○7番（高田文一君）

ぜひ明確にして、そろそろ方向性を見出していただく時期ではないかというふうに思うわけでございまして、その裏づけ的なことが、私もちょっと見てみますとあるわけでございまして、先ほども言いましたように、もちろん実質収支が23年度も約4億1,500万ぐらい、それから平成22年度もこの実質収支は3億4,600万ぐらいの黒字になって、これは決算でございますので、決算書のとおりなんですけど、さらにもう一つ、基金がございますね。基金がございまして、今回の予算資料の説明書には、どういうわけか知らんけど基金が明記してないんで、広報の12月号の財政事情の報告を見てみますと、24年度末の基金が5億4,200万ほどございます。これは、実は岐阜県ではどのくらいの位置にあるのかなという数字を調べてみましたところ、岐阜県の市の中では本巣市は3番目に高い基金を持っているんですね。単純に1人当たりにしみますと、一番高いのが飛騨市、瑞浪市、本巣市の順でございまして。3番目です。1人当たり5万5,000円の基金がございまして。今度、岐阜県の全体で見てみますと、岐阜県の全体を見ても、4番目に高い基金を保有しているのが現実的なんですね。

そういうことで、その基金も、24年度の財政事情報告によりますと、24年度末の現在高は5億4,200万ほどですが、25年度1年間の増減につきましてもふえているんですね、700万ほど。さらに23年度増減を見ましてもふえている、900万。そういうことで、基金がふえてきているのは間違いない。非常にいいことだと思うんですね。市長が得意な分野になるんです、基金をいっぱいためんさるの。今、17基金ぐらいあって105億ぐらいありますか、トータル。随分お持ちでございまして、そういう基金も、そろそろ基金の使途についても一考すべき時期に来ているんじゃないかということをおもうわけでございます。

もう一つは、これは林部長のほうの担当かと思っておりますけれども、実は保健事業が着々と市民の皆さんに浸透しながら、保健事業が非常に進んでいる。努力してもらっているんじゃないかと思うんですね。病気にならなきゃいいわけでございますけど、市民の皆さんは本当に健康であれば、医療費は少なくて済む。そういう保健の後ろ盾もあるという資料もちょっと見てみますと、1人当たりの医療費が岐阜県の、これ平成20年から24年度の資料でございますけれども、非常に医療費が低いんです。岐阜県42市町村のうち、下から4番目なんですね、医療費の低さ、住民1人当たりの医療費の低さというのはこんなに低い。医療費もやっぱり伸びていないし、非常な努力があって、ますます健康である市民の皆さんの願いと、保健事業が非常に進んでいる。

もう一つ、健診の受診率もちょっと見てみました。そうしますと、例えば特定健診の受診率自体は50%を切っているんですが、実はこれ、岐阜県内で見ると、非常に高い受診率をあらわしています。その中で、さらに保健指導の中で、国保の方を対象にした特定保健というのは、指導するわけですね、保健師さん、看護師さんが。その終了した割合がもっと高いんです。岐阜県で4番目。当然ながら、胃がんとか、大腸がんとか、子宮がんとか、乳がんの受診率が非常に本巣市は高い。

これ、どうなんですか。合併して、よく10年と言われますけれども、本当に10年間の保健事業を担当する職員の皆さんの努力がやっぱり出てきたことと、市民の啓発啓蒙も行き届いている結果だというふうに私は理解をしますので、そういう数字的な根拠もございますので、さらにこのことについての検討を具体的に進めていってはどうかというふうにさらにお願いするんですが、もう一度その辺の見解を部長にお聞きします。

○議長（若原敏郎君）

山田市民環境部長。

○市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、ただいまの御質問について、確かにここ数年、医療給付費の大きな伸びもなく、ほぼ横ばいで来ている状態であります。今、御指摘のありましたその点も踏まえながら、また国のほうにおかれましても国保税の減免措置等を講じられる動きもございますので、そこら辺も見ながら、また医療給付費の動向に注視しながら、方向性についても考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第21号 平成25年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21 議案第22号（質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第21、議案第22号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第22号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22 議案第23号（質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第22、議案第23号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第23号 平成25年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23 議案第24号（委員会付託省略）

○議長（若原敏郎君）

日程第23、議案第24号 平成26年度本巣市一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、それぞれ所管の常任委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号については、委員会付託を省略し、それぞれ所管する各常任委員会において協議することに決定いたしました。

日程第24 議案第25号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第24、議案第25号 平成26年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第26号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第25、議案第26号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

2月19日に広域連合議会が開かれ、そこでいろいろ決定をされたようであります。補足説明の中で、若干この保険料の引き上げの分について説明がありましたけれども、さらに詳細な説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（若原敏郎君）

山田市民環境部長、答弁を求めます。

○市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、保険料の改定について御説明をさせていただきます。

所得割でございますけれども、7.83%から7.99%に変更で、プラス0.16%です。均等割額としましては4万670円から4万1,840円ということで、増額の1,170円。賦課限度額でございますけれども、これが55万円から57万円ということで、増額の2万円ということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

念のために市長にお伺いしておきますけれども、こうした保険料の引き上げ、ほかにどんなことが決まったか詳細は知りませんが、こういったことについての広域連合の議会において、特に特徴的な議論とかありましたら、御報告願いたいというふうに思います。

○議長（若原敏郎君）

藤原市長、答弁を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、広域連合でのやりとりについて、少しお話を申し上げたいと思います。

今回、値上げをするということでの議案が提出されております。一般会計の予算を含めて、その中で値上げの件が出ておりました。その件に関しまして、議員の中から請願も出ておまして、いわゆる引き上げをやらないようにという請願も出ておりました。それにつきましても、議会の中で慎重審議をした結果、請願は不採択ということになりました。また、本会議におきまして、この予算案等の採決におきましても反対討論がございましたが、賛成多数でこの引き上げが認められたと、

そういう経緯でございます。ということで、42市町村の参加する議会の中で、今回、引き上げが決定をされたということでございます。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第27号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第26、議案第27号 平成26年度本巣市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第28号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第27、議案第28号 平成26年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第29号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第28、議案第29号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。
これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第30号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第29、議案第30号 平成26年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。
これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第30 請願第1号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第30、請願第1号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願についてを議題といたします。

請願第1号の紹介議員は、18番 鵜飼静雄議員です。

紹介議員に請願趣旨の説明を求めます。

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、請願についての説明をさせていただきます。

お手元にございますように、請願の趣旨、理由が記載されています。

主な内容としては、昨年、社会保障制度審議会等を通じて、介護保険制度の中における要支援者に対する介護給付を市町村の地域事業に移行しようという方向が打ち出されました。その後、いろいろと異論があった中で、例えば訪問看護とか、そうしたものについては従来どおりということに最終的にはなり、結果的には、ここに書いてありますように訪問介護サービス、あるいは通所介護サービスについては地域支援事業に移行すると。介護給付から外して地域支援事業に、要するに市町村事業に移行するという方向で進められています。

そうすると、自治体間によって介護の質の格差が生まれてまいりますし、また利用も十分思うようにできなくなる。例えば介護給付であれば、予算が仮になくても、その予算を捻出してでもやるということになりますけれども、各市町村の事業ということになれば、予算の範囲内で事業を行うということになり、介護の度合いが低下する危険性が多分に見込まれる。

そうした中で、要支援者に対する介護をきちんとすることによって重度化を防ぐという重要な役割を持っている、この要支援者に対する介護サービスをぜひともこれまでどおり介護給付の対象としてやってほしい。そのために、ぜひとも市議会として、国に対して働きかけをしてほしい。

ここでは、請願項目として、要支援者に対する給付を地域支援事業に移行せず、今までどおり介護予防給付で行うよう国に要望してくださいというふうに記入してありますが、この要望してくださいということの具体的な中身としては、一応案が添付してありますけれども、こうした意見書をぜひとも国に上げてほしいという趣旨であります。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（若原敏郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田君。

○4番（黒田芳弘君）

ただいまの説明どおりのことであるかと思いますが、今回この制度改正を今説明されたようにされるんですが、その原因というものは、理由というんですか、それはどこにあると考えますか。国が今回こういうふうに変える理由は。

○議長（若原敏郎君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

理由を私が云々する立場ではありませんけれども、いろいろ考え方はあって、いろいろ意見があるんで、一つだけ言えば、介護給付にかかわる予算が大幅にふえてきたということでもあります。ほかにもいろいろあると思いますけれども、ただ一番やっぱり問題としなければならないのは、我々は介護保険料を払っている。払うというのは、介護保険が発足したときから、要支援の状態以降になれば介護給付を受けられるという前提で介護保険料を払っているわけですね。これは強制加入な

わけです。でも、それが一方的にもう要支援はだめですよというふうにやるというのは、まさに保険の根本をないがしろにするものと言わざるを得ないだろうというふうに思っています。そのあたりのことは、それぞれの思いがいろいろあるんで、ただ少なくとも今の状況の中でそれをやるということについては、全ての市町村が、例えば訪問介護にせよ、デイサービスにせよ、きちんと受けられる体制、予算がある状況であれば、話はまた別かもしれないけれども、今、ばらばらの状況の中でそれをやるということ、市町村に押しつけるということについては、要支援者に対する介護の程度がどんどん低下する危険性が多分にあるという、その点については誰もが一致することだと思うんですね。国の審議会でもそういう意見がいっぱい出ているわけですから、そういったことについて、国はもうちょっと考えてやってほしいということだと思うんで、そういった一致点で御意見の一致が見られればというふうに思っています。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

4番 黒田君。

○4番（黒田芳弘君）

今、紹介者の考えはお聞きいたしました。私もこれ、ほかの議会でも出されるようでありまして、いろいろ話をしていく中で、自分なりに資料も取り寄せながら、今考えておるわけですが、先ほど財源の問題のことだと。国がやることはそうだと思うんですが、現状を見ますと、介護保険が始まった当初、平成12年は利用者が149万人であったものが、平成17年でありましたが、329万人と大幅にふえているという現実があります。

それから、介護保険財政の状況でございますが、その費用につきましても、当初の平成12年度には3.6兆円だったものが平成18年度では7.1兆円と、大変大幅な伸びを示している。

また、高齢者人口を見ても、2020年には3,500万人を突破するというような推計も出されておりますので、鶴飼さんのあれは結構ですが、当然付託を受けるであろう委員会に所属しています私としても、こういったことも勉強しながら、この問題を真剣に考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

私、たまたま広域のほうに行って、初めてですけども、こういうことに対して少し勉強をさせていただきました。私自体は極めて健康でございますので、30年で医者に3回しか行ったことのない男ということで、非常に健康な男なんですね。そういう中で、いろんなことで勉強させてもらった。

今、この中で資料としていただいた意見書の中を読ませてもらいますと、新しい地域で支援をす

ると。これは、最初にいただいた、また広域のほうでもいただいた文書等から見ると、はっきり言いまして、今、鵜飼議員が言われるように、当初の約束と違う約束事になっているということは、言葉は悪いですけども、詐欺みたいなもんだなというふうに思っておるのは事実なんです。

ですけども、その中において、国のほうでこういう定めがなされてきた。方針を定めてきた。まだ決定ではないかと思うんですけども、サービスが市町村によって差が出るであろうと。これは、当然出るであろうと私も思っております。ですけども、そのサービスの低下にならないように監視するのが市会議員の仕事だろうと思っておるわけなんです。ですから、いろんな形で、いろんな問題が出てくるであろうと。そういうことをする業者、またそこに行こうとする、必要とする人たち、そういう人たちにおいて、その人たちも当然本巢の市民ですので、その人たちが不利益にならないようにするように、また行政に対して意見を言っていくというのが市会議員の仕事であろうと思っておるわけです。

もう一つは、非常に本巢市の中でもそういう施設、大きな施設にしても小さな施設にしても出てきている。また、本巢市の中においても市の独自でやっている事業もある。その中において、いろんな形の、言葉は悪いんですけども、そこに、風呂に入ったり、いろんなことで行く人たちがいじめという形でいじめられている現実があります。そういうものが個人のところに移行されて、またそれを市会議員が監視のできる体制ができれば、逆にサービスの向上につながるのではないかなという思いもしておりますが、提出者の意見としてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

最初に説明の中で話をしたと思いますけれども、保険給付と事業、各市町村による地域支援事業との大きな違いは、保険給付というのは義務的なものであり、例えば予算が足りなくなったから、もうここで打ち切りますよということとはできない。けれども、事業ということになれば、予算の範囲内で事業を行うということになります。そして、さらに今回は上限を設けるということですので、そこでもう制限されちゃうという二重の歯どめがかかって、サービスの低下を招くということとはほぼ火を見るよりも明らかだろうというふうに言わざるを得ないと思っております。

より根本的には、先ほど申し上げたように、もともと介護保険の対象だよということで保険料を我々はずっと払ってきているわけです。それをほごにするようなやり方はやっぱり好ましくないということですね。以上です。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号については、文教福祉委員会に付託し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（若原敏郎君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

3月13日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、本日、付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

文教福祉委員会は、3月18日火曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室にて、産業建設委員会は、3月19日水曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室にて、総務企画委員会は、3月20日木曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室にて、それぞれ開催します。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

